

浜松市新産業創出事業費補助金交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 市長は、市内企業の競争力を強化し、新事業の創出を支援するため、浜松市新産業創出事業費補助金について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 一次試作開発 製品企画やコンセプト段階のものを形にし、研究開発に結び付けるための開発を行うこと
- (2) 研究開発 製品開発に向けて、事業化を目指す技術や理論を製品に結びつけるための研究を行うこと
- (3) 製品開発 事業化を見込む新製品の開発を行うこと

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であり、市内に研究開発の拠点及び事業化を目指す拠点を有し、補助事業を実施すること。

ア 市内に住所又は事務所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）

イ 新たに市内に住所又は事務所を置き、事業を開始しようとする中小企業者

ウ ア又はイに該当する者を1者以上含み、一次試作開発、研究開発又は製品開発を行い事業化を目指すことを目的に2者以上の者で組織された共同体

- (2) 市税を完納している者であること。

- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由がある者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(管理事業者の指定)

第4条 前条第1項第1号に規定する共同体で補助金の交付申請をする場合においては、申請者のうち、補助金の申請、受領その他この要綱に基づく一切の権限を有し、義務を負う管理事業者一人を指定しなければならない。

2 前項の指定をしたときは、申請者は、当該指定したことを証する書面を第10条又は第22条に規定する浜松市新産業創出事業費補助金交付申請書に添付して提出しなければならない。

(補助金の種類)

第5条 この要綱に定める補助金の種類は、次に掲げるものとする。ただし、原則として申請は、各年度、次の各号に掲げるいずれかの種類の補助金とする。

- (1) 新事業挑戦補助金 新技術、新製品、新サービス等の一次試作開発を行う事業に対して交付する補助金
- (2) 研究開発補助金 新技術、新製品、新サービス等の研究開発を行う事業に対して交付する補助金
- (3) 製品開発補助金 新技術、新製品、新サービス等の製品開発を行う事業に対して交付する補助金
- (4) 社会課題解決型イノベーション補助金 社会課題解決をテーマに新技術、新製品、新サービス等の研究開発を行う事業に対して交付する補助金

2 各年度の審査を受けることを前提として、補助金の交付は最長3ヵ年度とする。ただし、次の各号に該当する場合は交付対象外とする。

- (1) 2年連続で前項第1号の補助金の交付を受けた者が、3年目に同号の補助金を申請した場合
- (2) 3年連続で前項第1号以外の補助金の交付を受けようとする場合

(事業内容)

第6条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当する事業（以下「補助事業」という。）のうち、新技術、新製品、新サービス等の一次試作開発、研究開発又は製品開発を行い事業化を目指す事業とする。なお、試作や実証の場合、実証と研究を繰り返し、研究開発要素が高いこと。

- (1) 次世代輸送用機器関連事業
次世代輸送用機器等に関すること
- (2) 健康・医療関連事業
次世代の医療機器（計測・検査・手術等）や健康、介護機器等に関すること
- (3) 新農業関連事業
農業、林業、漁業に関する生産や加工、流通等に関すること
- (4) 環境・エネルギー関連事業
環境負荷の軽減や環境保全、環境・エネルギー（太陽熱、太陽光、バイオマス、水力、風力等の再生可能エネルギー、天然ガス等の石油代替エネルギー）の多様化・高度利用等に関すること
- (5) 光・電子関連事業
光・電子技術を活用した、認識、計測、制御、加工等に関すること
- (6) デジタル関連事業
デジタル技術を活用した、ものづくりのノウハウとデジタル技術の融合やソフトウェア業や情報処理サービス業、情報通信技術や創造性の高いコンテンツ分野等に関すること
- (7) ロボティクス関連事業
ロボティクス技術を活用した、オートメーション化の促進、ソーシャルビジネス分野等に関すること

(補助対象期間)

第7条 補助事業の期間は、補助金の交付決定の日からその日が属する年度の2月末までとする。

第2章 新事業挑戦補助金に関する事項

(補助対象経費)

第8条 新事業挑戦補助金の対象となる経費（以下この章において「対象経費」という。）

は、補助事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、消費税、地方消費税及び印紙税は対象外とし、対象経費が本補助金以外の国又は地方公共団体における補助金等の対象となったときは、補助の対象としないものとする。

- (1) 原材料・部品等購入費
- (2) 開発設計費
- (3) 外注委託費（試験委託費、調査研究委託費等）
- (4) 技術指導導入費
- (5) 借損料（機器・設備類のリース料・レンタル料、会議等会場借料）
- (6) 消耗品費（耐用年数1年未満のもの、または1件10万円未満のもので、開発に直接必要なものに限る）

（補助金の額）

第9条 新事業挑戦補助金の額は、対象経費の合計の2分の1以内の額とし、1件当たり1,000千円を限度とする。

（交付の申請）

第10条 新事業挑戦補助金の交付の申請をしようとする者は、浜松市新産業創出事業費補助金交付申請書【新事業挑戦補助金】（第1号様式）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる添付書類を付して、市長が定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 決算書（直近2期分）又は確定申告書（直近2期分）
- (3) 事業概要
- (4) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (5) 履歴事項全部証明書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）を通知するものとする。

2 市長は前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

（交付の条件）

第12条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 交付決定を受けた事業において、既存の製造・生産技術等を活かした一次試作開発を実施しなければならない。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 対象経費の配分の変更（対象経費の20パーセント以内の変更である場合を除く。）をしようとする場合（ただし、開発設計費に対する補助金の交付決定額は配分変更等により増額することはできない。）
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助金は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後10年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、市長に報告しなければならない。

- (5) 補助事業により取得した財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数等を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸付け、担保の提供、取壊し又は廃棄（以下「処分等」という。）をしてはならない。定められた期間内において取得した財産等の処分等をしようとするときには、あらかじめ、浜松市新産業創出事業費補助事業に係る財産処分承認申請書【新事業挑戦補助金】（第3号様式）により、市長の承認を受けなければならない。
- (6) 市長は、前号に基づく承認の申請を受けた場合には、申請者に対し、浜松市新産業創出事業費補助事業に係る財産処分承認書【新事業挑戦補助金】（第4号様式）により、その結果を通知するものとする。
- (7) 補助事業者は、補助事業に基づく研究成果の事業化の状況、売上げ等について、補助事業年度の終了後10年間にわたり、毎年1回、市長に報告しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておくなければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業の成果物として、補助期間終了までに一次試作を完成させること。
- (10) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (11) 補助事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (12) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

（変更の交付申請）

- 第13条 補助事業者は、前条第2号の規定に基づき、補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認兼変更交付申請書【新事業挑戦補助金】（第5号様式）をその他必要書類と併せて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認められた場合において、交付決定金額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書（第6号様式）、交付決定金額に変更が生じないときは、変更承認通知書（第7号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（事業の中止）

- 第14条 補助事業者は、第12条第2号の規定に基づき、補助事業を中止しようとする場合は、事業中止届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の中止届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認められた場合において、中止承認通知書（第9号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書）

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後10日以内に、補助事業実績報告書【新事業挑戦補助金】（第10号様式）をその他必要書類と併せて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の実績報告書の内容を審査する場合において、専門家の意見を聞くことができる。

第3章 研究開発補助金に関する事項

(補助対象経費)

第16条 研究開発補助金の対象となる経費（以下この章において「対象経費」という。）は、補助事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、消費税、地方消費税及び印紙税は対象外とし、対象経費が本補助事業以外の国又は地方公共団体における補助事業等の対象となったときは、補助の対象としないものとする。また、対象経費の合計が2,000千円に満たない事業は対象外とする。

- (1) 原材料・部品等購入費
- (2) 開発設計費
- (3) 機械装置又は工具器具の購入、改良、据付け要する経費（以下「機器設備費」という。）
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）導入・取得費
- (5) 外注委託費（試験委託費、調査研究委託費等）
- (6) 技術指導導入費
- (7) 販路開拓費（市場調査費、広告宣伝費、産業市等への出展費用、印刷製本費、ホームページ開設費等）
- (8) 交通費（国内の交通費）
- (9) 借損料（機器・設備類のリース料・レンタル料、会議等会場借料）
- (10) 消耗品費（耐用年数1年未満のもの、または1件10万円未満のもので、開発に直接必要なものに限る。）

(補助金の額)

第17条 研究開発補助金の額は、対象経費の合計の2分の1以内の額とし、1件当たり5,000千円を限度とする。

第4章 製品開発補助金に関する事項

(補助対象経費)

第18条 製品開発補助金の対象となる経費（以下この章において「対象経費」という。）は、補助事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、消費税、地方消費税及び印紙税は対象外とし、対象経費が本補助事業以外の国又は地方公共団体における補助事業等の対象となったときは、補助の対象としないものとする。また、対象経費の合計が3,000千円に満たない事業は対象外とする。

- (1) 原材料・部品等購入費
- (2) 開発設計費
- (3) 機器設備費
- (4) 産業財産権等導入・取得費
- (5) 外注委託費（試験委託費、調査研究委託費等）
- (6) 技術指導導入費
- (7) 販路開拓費（市場調査費、広告宣伝費、産業市等への出展費用、印刷製本費、ホームページ開設費等）
- (8) 交通費（国内の交通費）
- (9) 借損料（機器・設備類のリース料・レンタル料、会議等会場借料）
- (10) 消耗品費（耐用年数1年未満のもの、または1件10万円未満のもので、開発に直接必要なものに限る。）

(補助金の額)

第19条 製品開発補助金の額は、対象経費の合計の2分の1以内の額とし、1件あたり10,000千円を限度とする。

第5章 社会課題解決型イノベーション補助金に関する事項

(補助対象経費)

第20条 社会課題解決型イノベーション補助金の対象となる経費（以下この章において「対象経費」という。）は、補助事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、消費税、地方消費税及び印紙税は対象外とし、対象経費が本補助事業以外の国又は地方公共団体における補助事業等の対象となったときは、補助の対象としないものとする。また、対象経費の合計が3,000千円に満たない事業は対象外とする。

- (1) 原材料・部品等購入費
- (2) 開発設計費
- (3) 機器設備費
- (4) 産業財産権等導入・取得費
- (5) 外注委託費（試験委託費、調査研究委託費等）
- (6) 技術指導導入費
- (7) 販路開拓費（市場調査費、広告宣伝費、産業市等への出展費用、印刷製本費、ホームページ開設費等）
- (8) 交通費（国内の交通費）
- (9) 借損料（機器・設備類のリース料・レンタル料、会議等会場借料）
- (10) 消耗品費（耐用年数1年未満のもの、または1件10万円未満のもので、開発に直接必要なものに限る。）

(補助金の額)

第21条 社会課題解決型イノベーション補助金の額は、対象経費の合計の2分の1以内の額とし、1件当たり10,000千円を限度とする。

第6章 第3章、第4章及び第5章の共通事項

(交付の申請)

第22条 研究開発補助金、製品開発補助金及び社会課題解決型イノベーション補助金の交付の申請をしようとする者は、浜松市新産業創出事業費補助金交付申請書【研究開発・製品開発・社会課題解決型イノベーション補助金】（第11号様式）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる添付書類を付して、市長が定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 事業化計画書
- (2) 決算書（直近2期分）又は確定申告書（直近2期分）
- (3) 事業概要
- (4) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (5) 履歴事項全部証明書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第23条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金交付決定通知書（第12号様式）を通知するものとする。

2 市長は前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

(交付の条件)

第24条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 交付決定を受けた事業において、中核をなす主要な技術、研究又は機能の開発を確実に実施しなければならない。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 対象経費の配分の変更(対象経費の20パーセント以内の変更である場合を除く。)をしようとする場合(ただし、開発設計費に対する補助金の交付決定額は配分変更等により増額することはできない。)
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助金は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後10年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、市長に報告しなければならない。
- (5) 補助事業により取得した財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定められている耐用年数等を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して処分等をしてはならない。定められた期間内において取得した財産等の処分等をしようとするときには、あらかじめ、浜松市新産業創出事業費補助事業に係る財産処分申請書【研究開発・製品開発・社会課題解決型イノベーション補助金】(第13号様式)により、市長の承認を受けなければならない。
- (6) 市長は、前号に基づく承認の申請を受けた場合には、申請者に対し、浜松市新産業創出事業費補助事業に係る財産処分承認書【研究開発・製品開発・社会課題解決型イノベーション補助金】(第14号様式)により、その結果を通知するものとする。
- (7) 補助事業者は、補助事業に基づく研究成果の事業化の状況、売上げ等について、補助事業年度の終了後10年間にわたり、毎年1回、市長に報告しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておくなければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業の成果物として、補助期間終了までに試作を完成させること。
- (10) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (11) 補助事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (12) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(変更の交付申請)

第25条 補助事業者は、前条第2号の規定に基づき、補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認兼変更交付申請書【研究開発・製品開発・社会課題解決型イノベーション補助金】(第15号様式)をその他必要書類と併せて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当で

あると認めた場合において、交付決定金額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書（第16号様式）、交付決定金額に変更が生じないときは、変更承認通知書（第17号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（事業の中止）

第26条 補助事業者は、第24条第2号の規定に基づき、補助事業を中止しようとする場合は、事業中止届【研究開発・製品開発・社会課題解決型イノベーション補助金】（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中止届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、中止承認通知書（第19号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書）

第27条 補助事業者は、補助事業完了後10日以内に、補助事業実績報告書【研究開発・製品開発補助金・社会課題解決型イノベーション補助金】（第20号様式）をその他必要書類と併せて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の実績報告書の内容を審査する場合において、専門家の意見を聞くことができる。

第7章 共通事項

（交付の確定）

第28条 市長は、第15条及び前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第21号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（請求の手続き）

第29条 補助金の交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して5日以内に補助金請求書（第22号様式）を市長に提出し、補助金を請求しなければならない。

（決定の取消し）

第30条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定取消通知書（第23号様式）をもって補助金交付の決定を取消することができる。

- (1) 規則第17条第1項各号に該当するとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (3) 第12条及び第24条の規定に基づく交付の条件に違反したとき
- (4) 補助金の決定後に、補助金対象事業と同一の事業において他の助成制度による財政的支援を受けたとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当であると認める事由が生じたとき

（補則）

第31条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度から令和 5 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度から令和 5 年度までの補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 2 月 22 日から施行する。
- 2 改正後の浜松市新産業創出事業費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度の補助金から適用し、令和 4 年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行し、令和 6 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。

